

議会基本条例策定特別委員会

1 委員会の設置

★議会改革検討委員会の第3次提言（H27.11.24）

「どのような議会を目指していくかを明示し、より市民にわかりやすい透明性の高い議会とするため、議会基本条例を制定すべき」

★平成28年第1回臨時会（H28.1.28）で委員会が設置されました。

2 議会基本条例とは

★平成18年に北海道の栗山町議会基本条例が制定されたのが最初です。

★全国の415（約54%）の市議会が議会基本条例を制定しています。

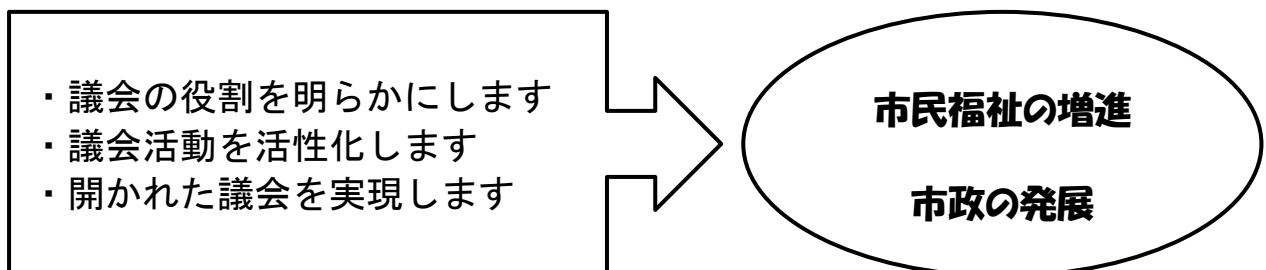
（2015年9月18日現在・自治体議会改革フォーラム調べ）

鳥取県内の市議会は、米子市議会、境港市議会が制定しています。

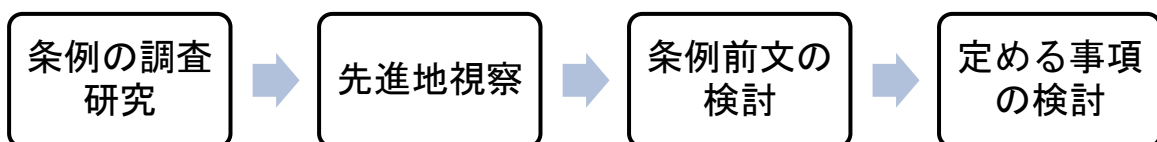
★議会に関する基本的事項について定められています。

（例）市民参加（議会報告会等）、情報公開（賛否公開等）、議会の議論（一問一答制等）、議会の専門性（議会事務局、研修等）などについて

3 議会基本条例の目的



4 検討の経過



引き続き議会基本条例案の策定に向けて検討を行います。
条例案の素案ができましたら、市民政策コメントなどにより、市民のみなさまにお知らせしますので、ご意見をお寄せください。